

答申（制）第22号
平成27年5月26日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



特定個人情報保護評価書の第三者点検について（答申）

平成27年3月18日付け27市町村第500号で諮問があったことについて、下記のとおり答申します。

記

特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の内容は、概ね妥当なものと認められるが、特定個人情報保護という重要性に照らし、以下の諸点につき、審査会における検討を踏まえて適宜見直しをすることによって、さらに充実した運用がなされるものと思われる。

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバーから大量の本人確認情報を他の所属へ移転する場合においては、セキュリティが確保された記憶媒体を使用するとともに、当該記憶媒体に記録された本人確認情報が適切に廃棄されたことを事後確認すること
- (2) 評価書の記載をより適切な表現に改めること